

令和6年度 関係機関向け研修資料

# 重層的支援体制整備事業 について

令和6年11月21日

健康福祉部 ちゅいしいじい課  
重層的支援プロジェクトチーム

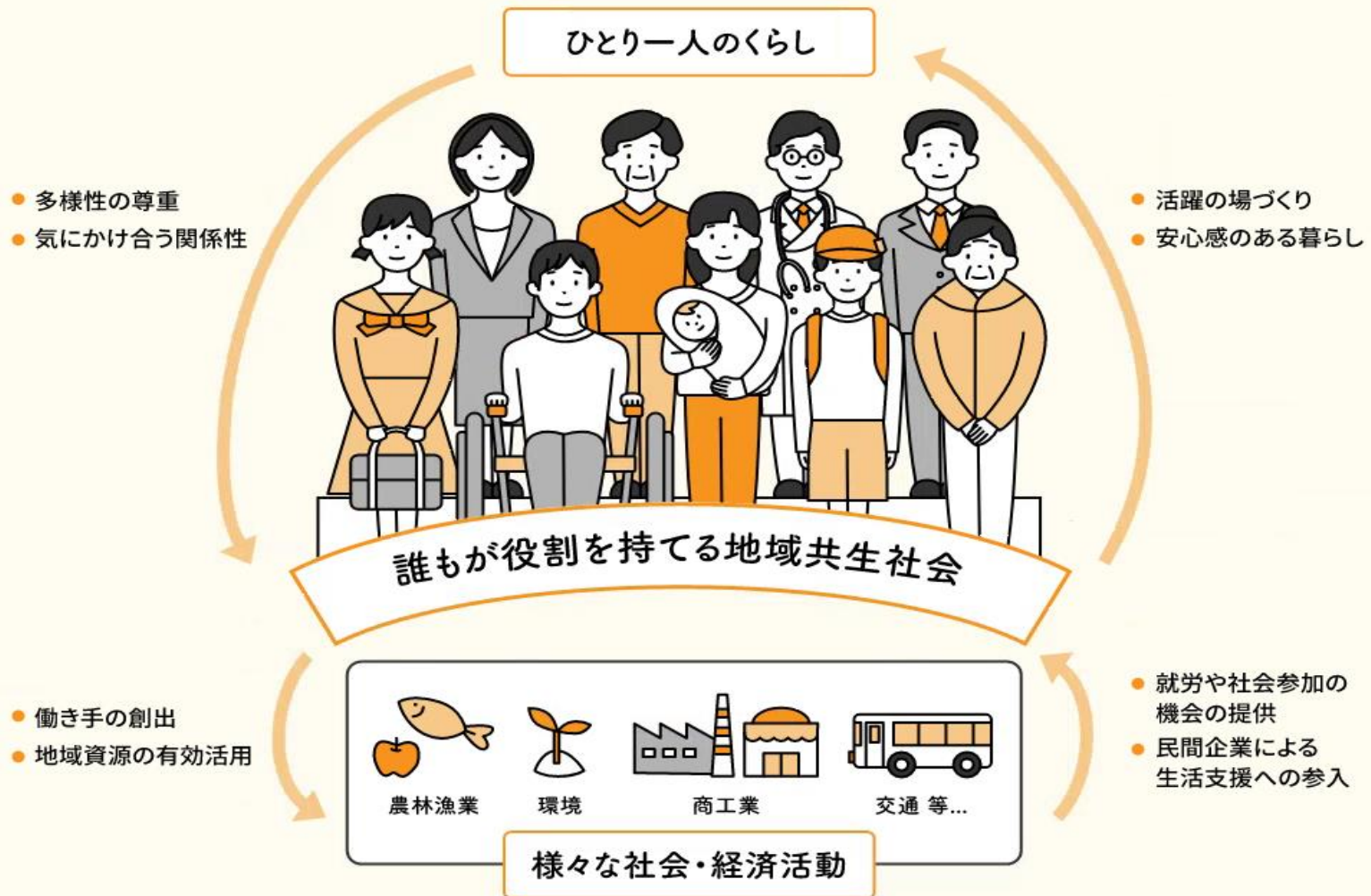


# 重層的支援体制 整備事業とは

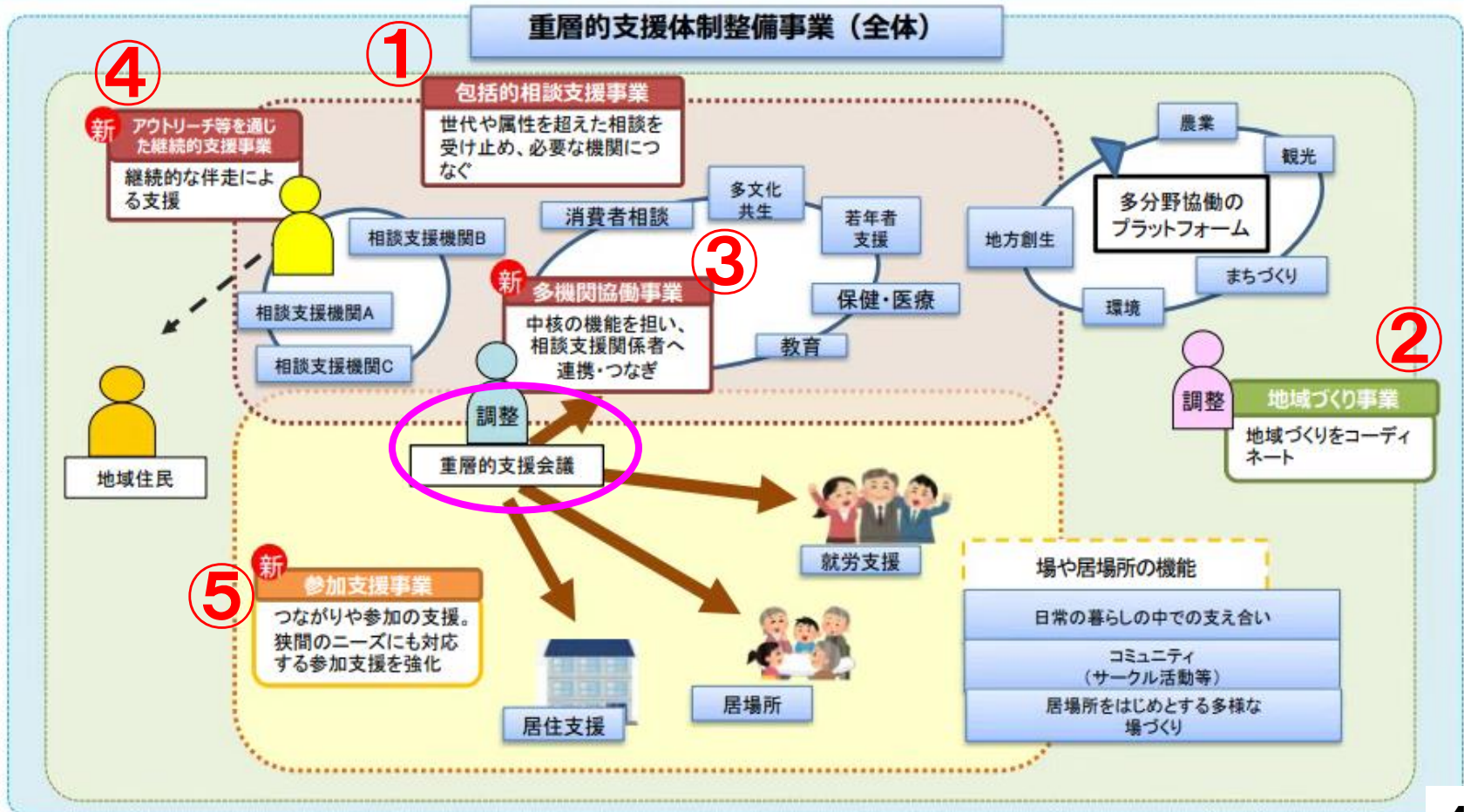


# 地域共生社会の実現(事業の土台となる考え方)

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」を超えて、  
住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。





# 重層的支援体制整備事業の概要

		事業名	事業内容
各 既 存 事 業	1	<b>包括的 相談支援事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>支援機関のネットワークで対応する</li> <li>複雑化・複合化した課題については適切に<b>多機関協働事業</b>につなぐ</li> </ul>
	2	<b>地域づくり事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>地域のプラットフォームの形成や地域活動の活性化を図る</li> <li><b>住民同士のケア・支え合う関係性を育む</b></li> </ul>
NEW 新 規	3	<b>多機関協働事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>※ <b>(重層的) 支援会議を主催し、課題の解きほぐし、関係機関の役割分担など、支援関係者の連携・つなぎ支援を行う。</b></li> <li>市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> </ul>
	4	<b>アウトリーチ等 を通じた 継続的支援事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>本人との信頼関係の構築に向けた支援、継続的な伴奏による支援を行う</li> <li>会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける</li> </ul>
	5	<b>参加支援事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>既存の支援では対応できない支援対象者の役割や出番、人間関係をつくる支援を行う（利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる）</li> <li>本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>

R5～連携強化

R5～実施

R6.8～社協委託

# 重層的支援体制整備事業 創設の背景



# 諸概念の整理

H27頃から国が打ち出している理念

上位概念

**地域共生社会** (政策・理念)

中位概念

**包括的支援体制** (社会福祉法第106条3)

**地域包括ケアシステム** (地域医療介護確保法第2条)

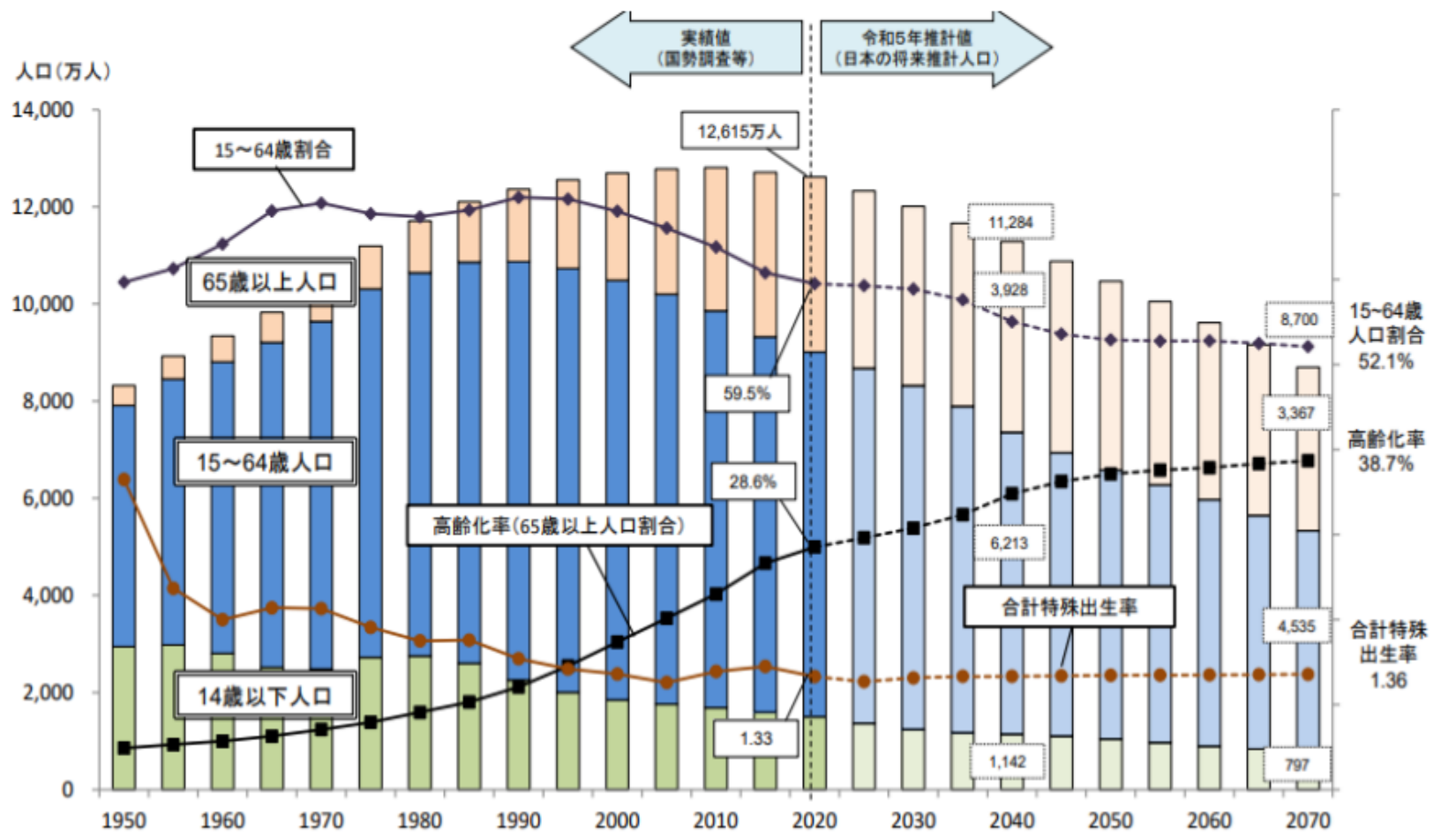
事業名

**重層的支援体制整備事業**

(社会福祉法第106条4)

# 背景にあるもの① 人口減少社会

- ・ 人口5000人未満の自治体が2015年に14.8%であったものが2040年には24.1%に
- ・ 右肩上がり時代の終焉。生活の基盤である地域（まち）をどうしていくのか

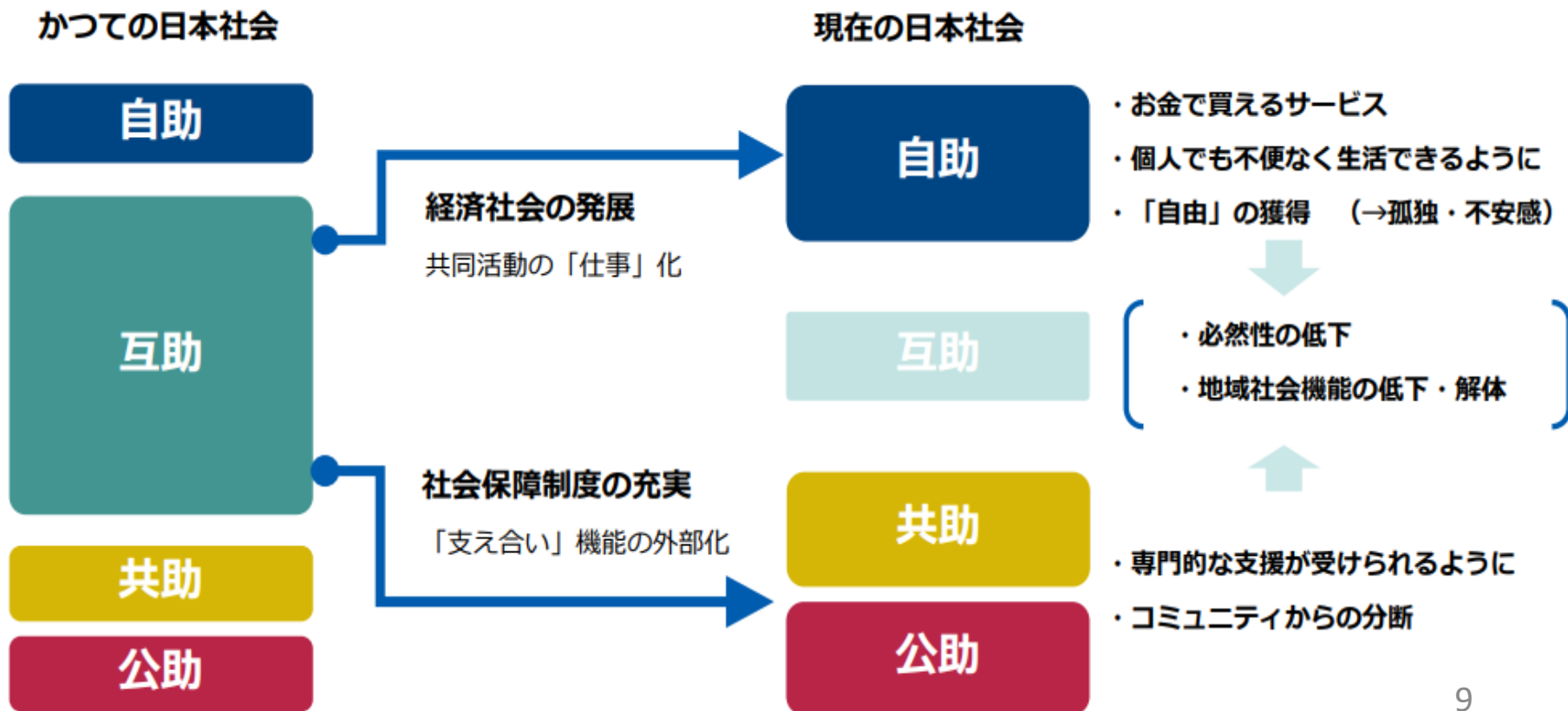




## 背景にあるもの② 自助・互助・共助・公助のバランスの変容

出典：厚労省社会・援護局  
地域福祉課地域共生推進室  
支援推進官 犬丸 智則  
(令和5年度厚労省研修)

- ・ 単身世帯の増加、意識の変化（個人化）、非正規雇用の増加等個人を取り巻く環境の変化
- ・ 自助を支えるエンパワメント機能の喪失や関係性の希薄化による共同体機能が脆弱化
- ・ 幸せに向かって一歩踏み出せない、踏み出し方が分からない方が出てきた



# 沖縄市で、そして社会全体で起こっている問題…（全課に共通）

8050問題

人口減少・  
労働力不足

ゴミ屋敷・  
家屋老朽化

交通難民

ひきこもり

(ヤング) ケアラー

超高齢社会

核家族化

貧困・格差拡大

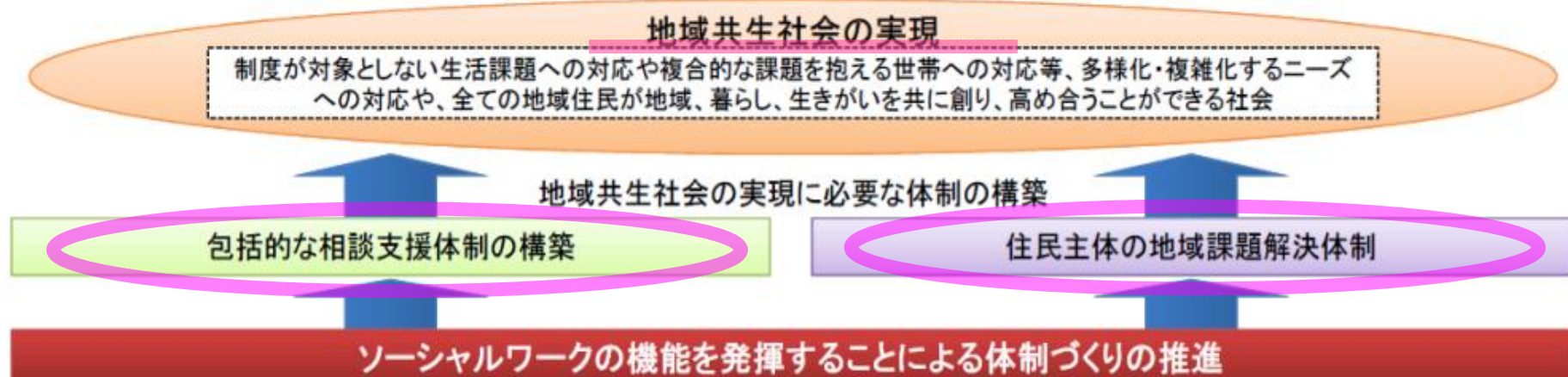


多様化する問題について、既存の福祉で支えるのは、制度的にも人間的にも財政的にも限界！

連携力・地域力を強くすることで解決の糸口にしたい！  
そのために私たちが出来ることは？

## 今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

- ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の実現に資する「包括的な相談支援体制の構築」や「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進するにあたっては、こうした機能の発揮がますます期待される。



- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- 世帯全体、個人を取り巻く集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- 分野横断的・業種横断的な社会資源との関係形成
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進



# 沖縄市重層の方向性について

目標1：複雑化、複合化した事例について、制度の壁も福祉の壁も超えて、みんなで解決しよう！

→（重層的）支援会議を核とした多機関協働事業を続けることで、関係機関のマインドの変化を促す。

今年度から試験的な取り組みを開始。  
引き続き取り組んでいくこととする。



- ①多機関協働のケースワーク
- ②地域力の強化

→ふたつを両輪として整備する

目標2：地域が自分たちで課題解決を考える地域づくりをしよう！

→ 介護の生活支援コーディネーターや社協CSW・自治会・民生委員が把握している地域の問題を、福祉の壁を越えた住民、企業、公的機関などのアイデアで乗り越えていく体制を作る。

複数年スパンの長い時間が必要であり、準備期間中はこれらに長期間取り組める体制を検討していく。

# 令和5年度～多機関 協働の取組について





# 沖縄市重層の方向性について

まずはこちらから説明！

目標1：複雑化、  
複合化した事例に  
ついて、制度の壁  
も福祉の壁も超え  
て、みんなで解決  
しよう！

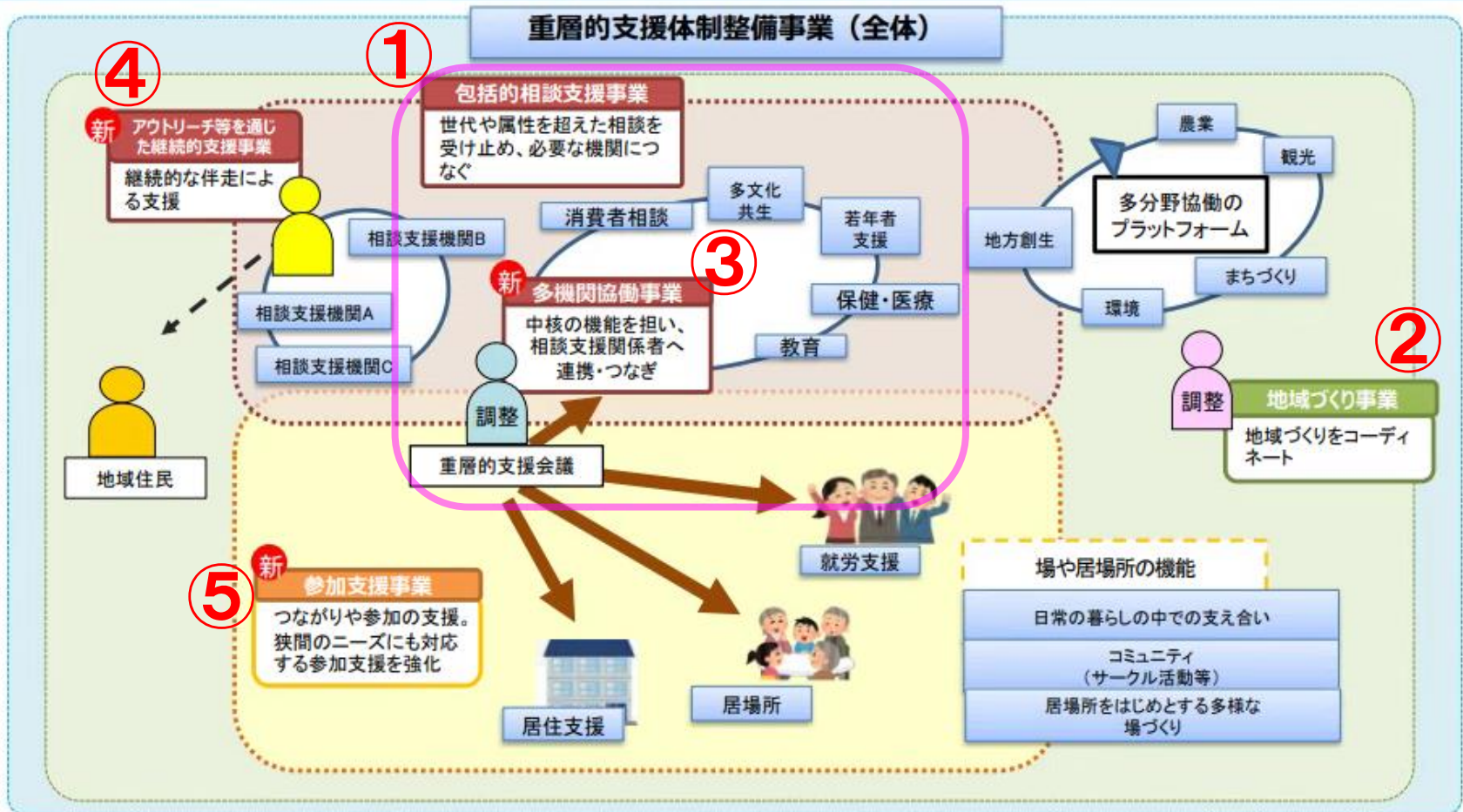
→（重層的）支援  
会議を核とした多機  
関協働事業を続ける  
ことで、関係機関の  
マインドの変化を促  
す。

今年度から試験的  
な取り組みを開始。  
引き続き取り組んで  
いくこととする。



- ①多機関協働のケースワーク
- ②地域力の強化

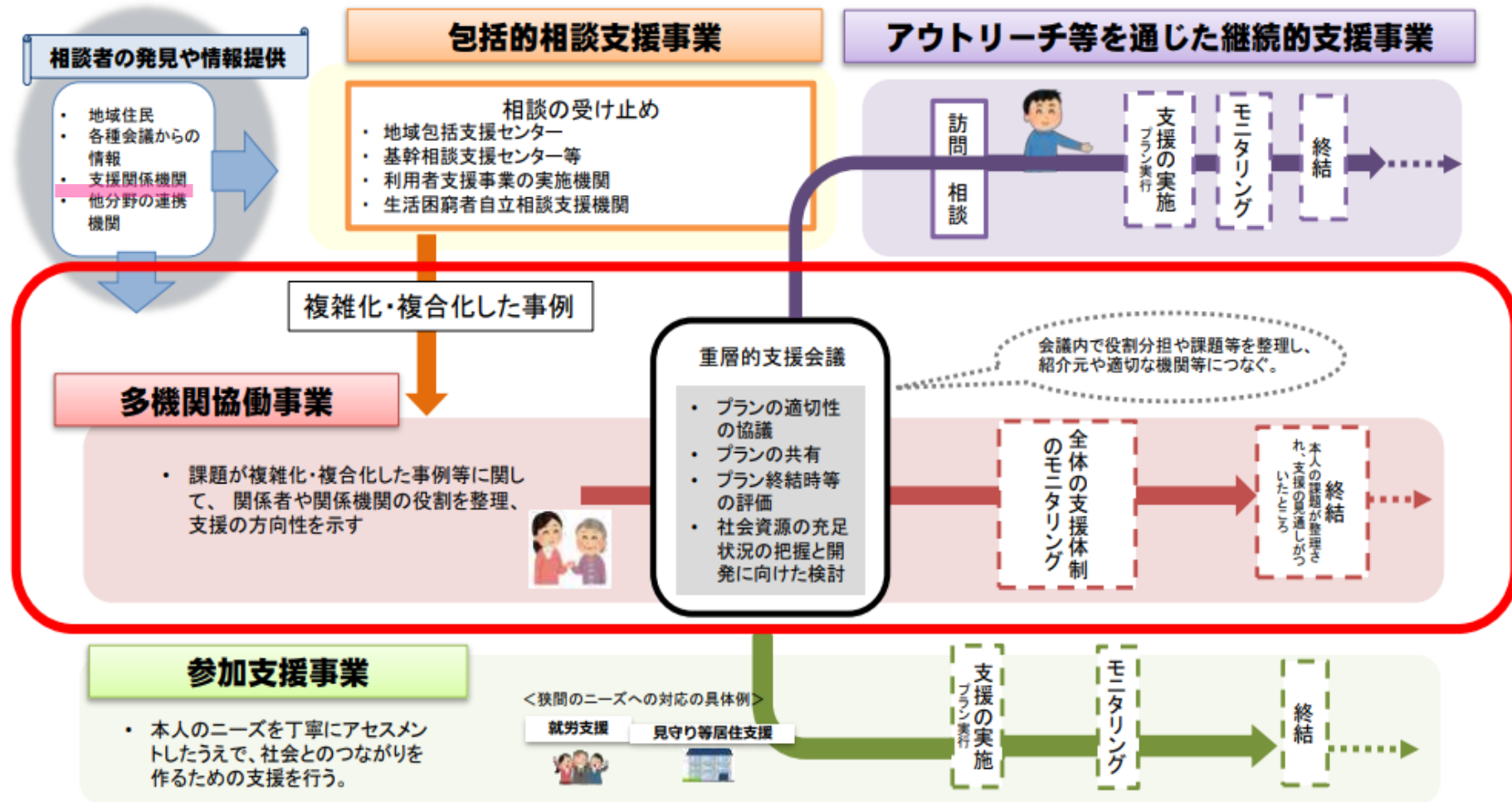
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。





# 重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は**多機関協働事業**につなぐ。
- **多機関協働事業**は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。  
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

# 支援会議（法106条の6）の設置の背景

本人の同意を待たずに、アウトリーチで支援が出来る！

- これまでの複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから情報共有が進まず、深刻な課題の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視されてきた。
- このため、重層的支援体制整備事業では支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者間の積極的な情報交換や連携ができるようにした。

## 現行制度における課題

- 支援における情報共有は**本人同意が原則**
  - ・ 本人の同意が得られないために支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
  - ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の中で把握・共有されていない事案等の中には、**世帯として状況を把握して初めて課題の程度が把握できる事案**がある。

例



各法における守秘義務

## 支援会議を設置した場合

- 関係機関がそれぞれ把握している複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方等の検討を行う
- **守秘義務の設定**
  - ・ **本人同意なしで、関係機関で気になっている複雑化・複合化した課題が疑われるようなケースの情報共有が可能となる。**

例



支援会議における守秘義務



# 重層的支援会議について

介護保険の担当者会議に近い！

## 重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

### プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

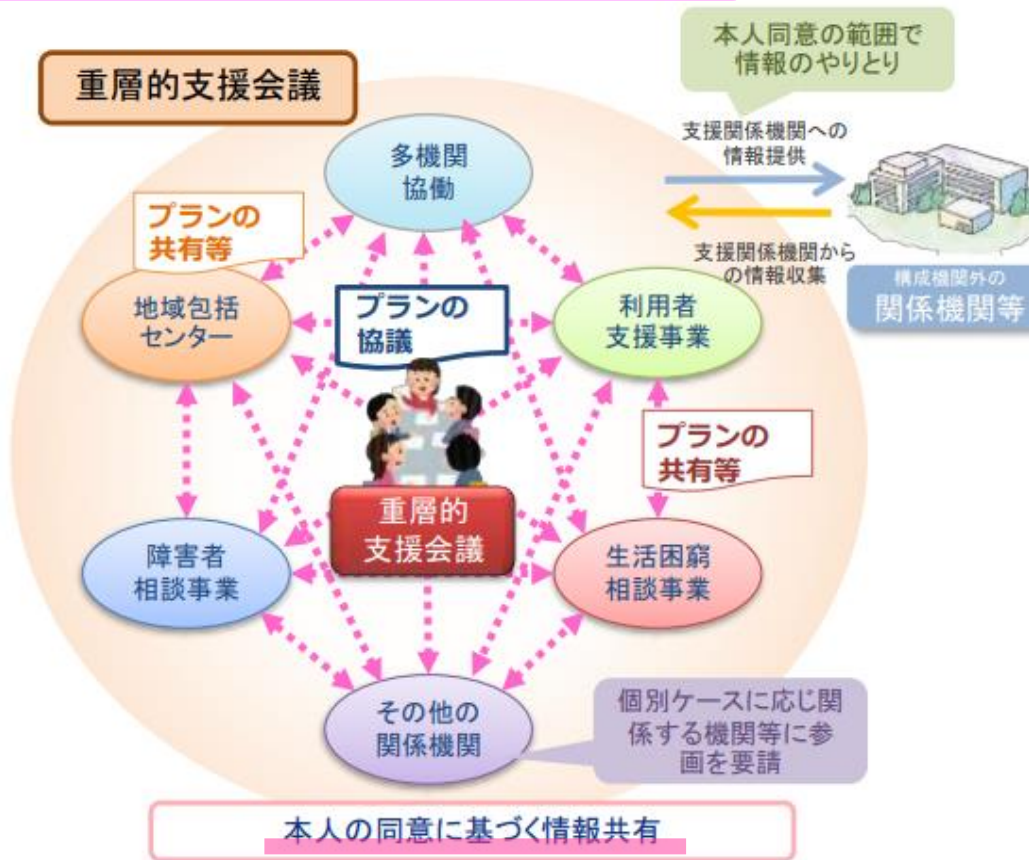
### プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

### 社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



### 【個人情報の取扱】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。



# 連携しようとする…。

A課につないだのに  
「できない」って  
断られた！

そっちは〇〇の  
部署でしょ？

**B課**

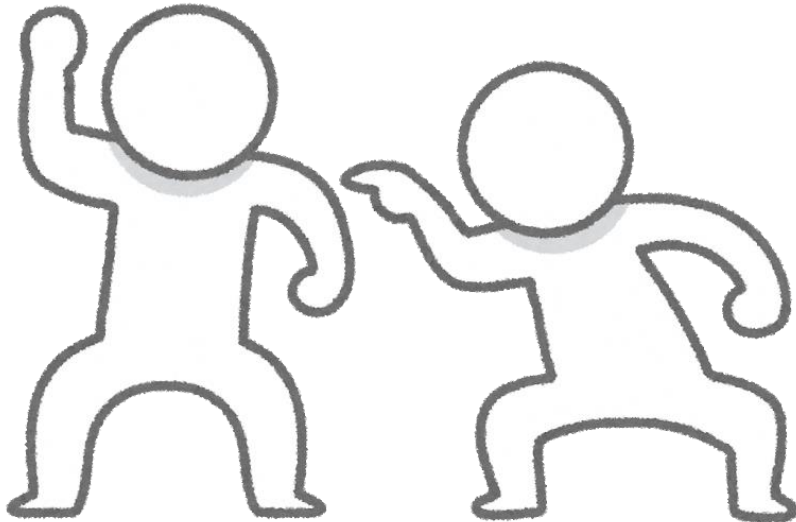
うちの課になんでも  
求めないでほしい！

**A課**

## 連携がうまくいっていない根本的原因が

- ① 法令上の問題なのか(国の法律・条例・要綱 など)
- ② 機構上の問題なのか(予算・人員・課体制 など)
- ③ 感情的対立なのか
- ④ その他の問題があるのか

→ 分析し、根本の解決を模索しなければ、いつまでも感情論！



(重層的)支援会議が目指したもの  
⇒ 支援者の支援!

重なり合っている問題をチームであらゆる角度から分析し、役割分担。重層的支援担当にて進捗管理。



各ケースワーカー  
(福祉部局以外の  
担当も含む)



支援の滞りが生じている根本的原因について分析、改善を図る。

連携担当者  
(各課係長級中心)



# 1. 各分野（相談機関）の相談の流れについて

☆ 各分野の連携担当者から相談が上がってきて、重層的支援会議にかける流れの確認

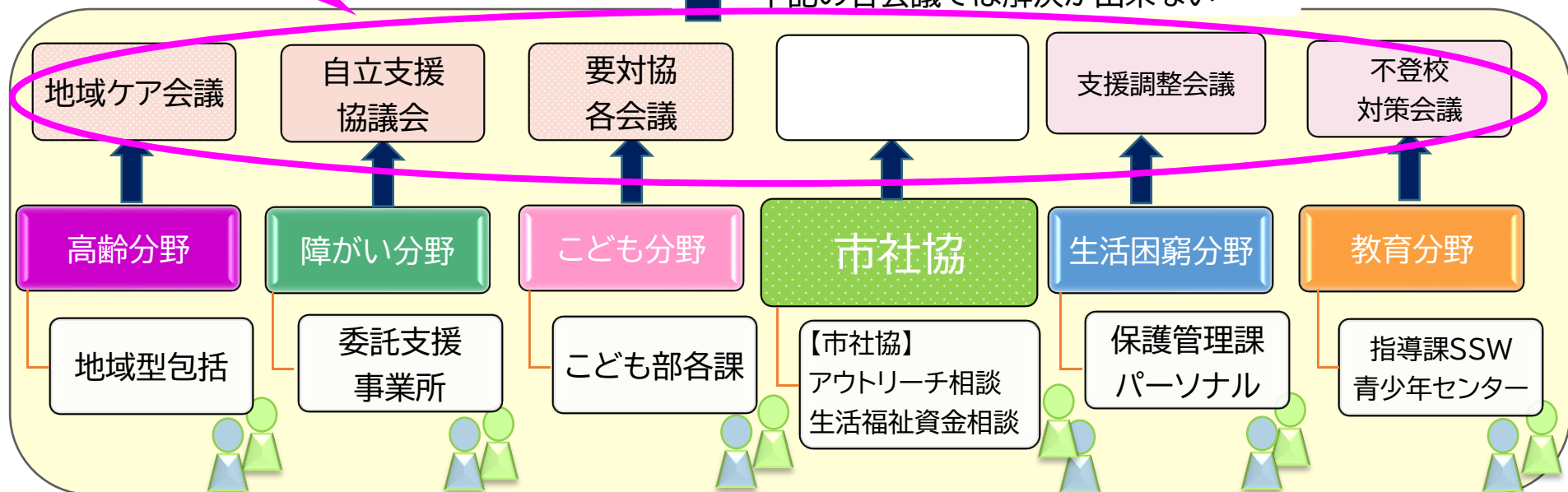
☆ 重層的支援会議・支援会議が各分野の会議等と共催ができるかの確認

重層的支援会議（本人同意あり）	支援会議（既存の会議体活用可／本人同意なし）
目的：分野を超えた横断的ネットワークを形成し、複合的課題を抱えた世帯等を支援するチーム体制の構築、社会資源の把握や開発を検討する。	目的：複合的課題等を抱える世帯に関する情報共有の仕組みづくりを行い、各支援機関同士の役割分担について共通理解を図る。
<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯に複数課題が生じている場合ご本人の同意を得て、世帯に関連する機関が参加して課題解決を図るために開催する。</li> <li>○多機関協働事業実施者は、インタビューシートを活用し相談内容を検討する。その後、プランを作成し重層会議を開催</li> </ul>	既存の会議体 [高齢] 地域ケア会議 [障がい] 障がい者自立支援協議会 [こども] 要保護児童対策地域協議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれの会議（高齢、障がい、こども、困窮）の主以外の世帯員も何か課題を抱えている場合、それぞれの会議体の守秘義務の下、情報交換や必要な支援体制を図る。</li> <li>○潜在的な課題を抱えている人や支援が必要な状況</li> </ul>

連携担当者を  
主として検討

事務局 ちゅういしい課

下記の各会議では解決が出来ない



# 1. 各分野（相談機関）の相談の流れについて

重層的支援会議（本人同意あり）	支援会議（既存の会議体活用可／本人同意なし）
<p>目的：分野を超えた横断的ネットワークを形成し、複合的課題を抱えた世帯等を支援するチーム体制の構築、社会資源の把握や開発を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯に複数課題が生じている場合ご本人の同意を得て、世帯に関連する機関が参加して課題解決を図るために開催する。</li> <li>○多機関協働事業実施者は、インテークシートを活用し相談内容を検討する。検討後、プランを作成し重層会議を開催する。</li> </ul>	<p>目的：複合的課題等を抱える世帯に関する情報共有の仕組みづくりを行い、各支援機関同士の役割分担について共通理解を図る。</p> <p>既存の会議体 [高齢] 地域ケア会議 [障がい] 障がい者自立支援協議会 [子ども] 要保護児童対策地域協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○それぞれの会議（高齢、障がい、子ども、困窮）の主以外の世帯員も何か課題を抱えている場合、それぞれの会議体の守秘義務の下、情報交換や必要な支援体制を図る。</li> <li>○潜在的な課題を抱えている人や支援が必要な状況にも関わらず支援が行き届いていない人、世帯等へ支援を行うために開催する。</li> </ul>



そんな時は  
重層へ！

でもやっぱり解決しない…。



基幹型包括(連携担当者)  
※必要に応じて地域ケア会議

地域型包括

多問題があっ  
て、みんなで  
考えたい！



★ケアマネ  
★介護サービス事業所  
★その他関係者、住民等



相談窓口がわか  
らない狭間の問  
題がある！



区分	包括的相談支援事業【既存事業】 (その他市民サービス全窓口)	相談支援包括化推進員(市直営) R5年度より実施	多機関協働事業(市直営) R5年度より実施	アウトリーチ等継続支援事業(委託) R6年度~	参加支援事業(委託) R6年度~
----	-----------------------------------	-----------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------

アウトリーチ等継続支援事業  
 → R6.8~ 社協委託済

R6年度実施

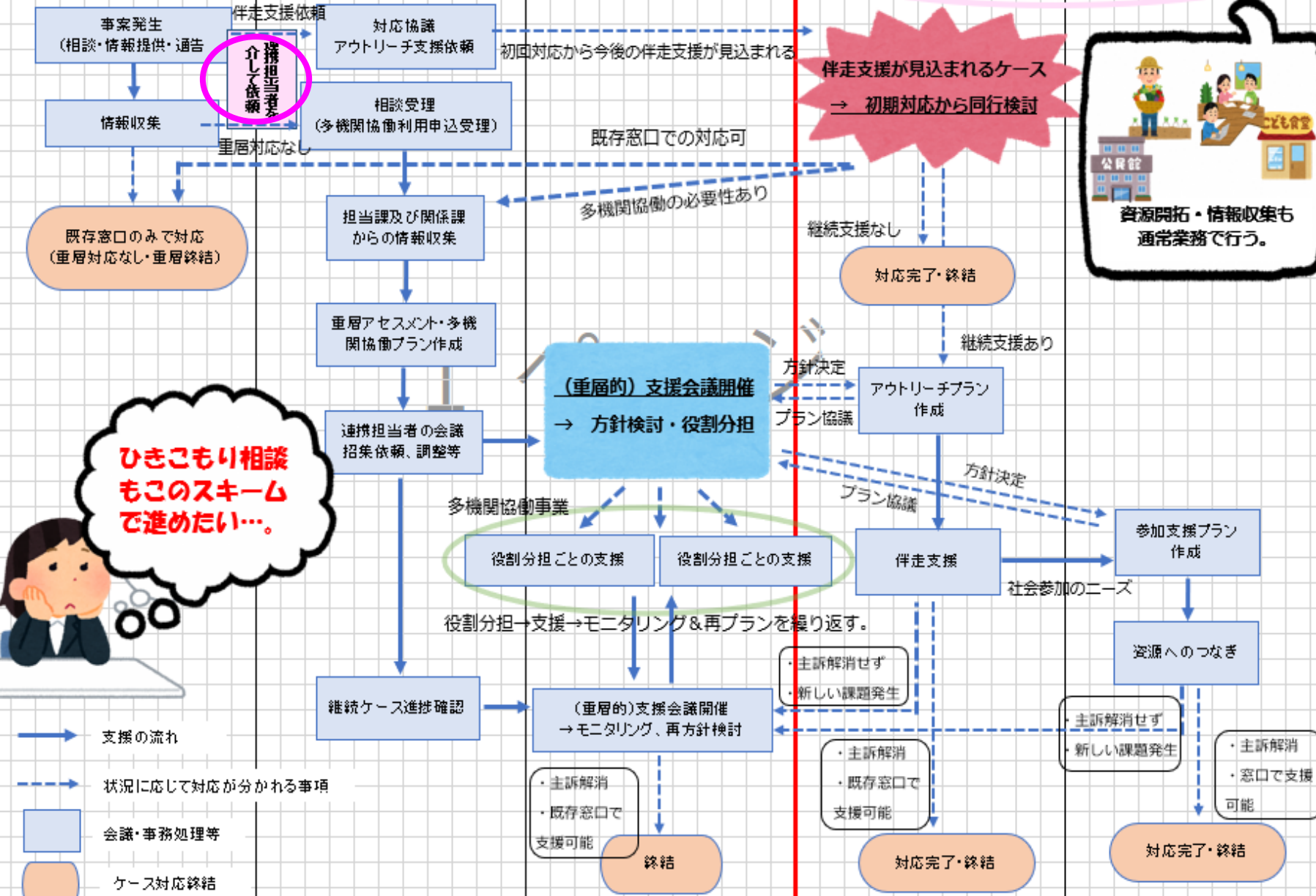


伴走支援が見込まれるケース  
 → 初期対応から同行検討



ひきこもり相談もこのスキームで進めたい...

(重層的)支援会議開催  
 → 方針検討・役割分担



- 支援の流れ
- - - 状況に応じて対応が分かれる事項
- 会議・事務処理等
- ケース対応終結

・主訴解消  
 ・既存窓口で  
 支援可能  
 終結

・主訴解消  
 ・既存窓口で  
 支援可能  
 対応完了・終結

・主訴解消せず  
 ・新しい課題発生  
 対応完了・終結

・主訴解消  
 ・窓口で支援  
 可能  
 対応完了・終結

# R5 支援会議（モデル会議）の開催実績について

日時 (ケースNo.)	参加機関（分野）	主な解決課題
R5.07.07 (R5-1)	高齢、障がい、こども、生活困窮、生活保護、教育、社協、 <b>環境課、すまい建築課</b>	高齢者虐待、障害者虐待、住宅問題、ごみ問題などを抱えた世帯についての課題整理及び役割分担。
R5.07.28 (R5-2)	高齢、障がい、こども、生活困窮、教育、社協、 <b>環境課、すまい建築課</b>	児童のネグレクト及び不登校、母親の兄弟のひきこもり、祖母らの介護問題に加え、世帯全体の住居問題、ごみ問題、経済困窮を抱えた世帯についての課題解きほぐし及び役割分担。
R5.09.13 (R5-3)	高齢、障がい、こども、生活困窮、教育、社協、 <b>環境課、すまい建築課</b>	すまい建築課からの事例提供。市営住宅の住人のごみ問題を発端にした、これまでの各課の支援歴の共有、課題整理及び役割分担。
R5.11.21 (R5-4)	高齢、障がい、こども、生活困窮、生活保護、教育、社協、 <b>市民健康、沖縄県ひきこもり支援センター</b>	精神不安、自殺対策、ひきこもりなどの多問題を抱えた世帯に対する課題整理と役割分担。
R6.01.26 (R5-5) 若年ひきこもりケースの支援会議開催		

**※ R5年度中20機関、参加者延べ81人がモデル会議参加。**

# R6 支援会議（モデル会議）の開催実績について

日時 (ケースNo.)	参加機関（分野）	主な会議内容
R6.04.17	高齢、障がい、こども、生活困窮、生活保護、教育、社協、環境課、すまい建築課	<ul style="list-style-type: none"><li>・オリエンテーション</li><li>・R5ケースの進捗報告</li><li>・各関係機関に重層で検討するケース呼びかけ</li></ul>
R6.05.01 (R6-1)	高齢、障がい、こども、生活困窮、教育、社協	<ul style="list-style-type: none"><li>・R5ケースの進捗報告</li><li>・支援会議と重層的支援会議について</li><li>・R6-1ケース検討</li></ul>
R6.06.14	高齢、障がい、こども、生活困窮、生活保護、教育、社協、環境課、すまい建築課、市民生活課	<ul style="list-style-type: none"><li>・沖縄大学島村教授をSVに招き開催 →つなぐシートについて。連携担当者からケースがあがってこない件について</li></ul>
R6.07.03	高齢、障がい、こども、生活困窮、生活保護、教育、社協、環境課、すまい建築課、市民生活課	<ul style="list-style-type: none"><li>・R5-3ケースの方針検討</li></ul>

### 3. 支援会議（モデル会議）の開催実績について

・ゴミ屋敷のごみの搬入方法を検討しよう！  
（**環境課**と一緒に考える）

・市営住宅のゴミ屋敷＆多頭飼育ケース、チームで支援しよう！  
（**住まい建築課、環境課**と一緒に考える）



・自殺企図、ひきこもり、就労困難などの多問題世帯をチームで支援しよう！  
（**県ひきこもり支援センター、社協、市民健康課、教育委員会**と一緒に考える。）



モデル会議を重ね、少しずつ福祉の枠組みを超えた課題解決への連携ができるように。

さいごに





# 今後、ますます求められるソーシャルワークの機能

- ソーシャルワークには様々な機能があり、地域共生社会の構築に「包括的な相談支援体制の構築」や「住民主体の地域課題解決体制の構築」を通じて「地域課題を把握して解決を試みる体制づくり」を推進する必要がある。特に、**地域主体の課題解決体制づくりも大切!**

## 地域共生社会の実現

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、多様な課題に対応するニーズへの対応や、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会

### 地域共生社会の実現に必要な体制の構築

包括的な相談支援体制の構築

住民主体の地域課題解決体制

### ソーシャルワークの機能を発揮することによる体制づくりの推進

- 支援が必要な個人や家族の発見
- 地域全体の課題の発見
- 相談者の社会的・心理的・身体的・経済的・文化的側面のアセスメント
- 世帯全体、個人を取り巻く集団や地域のアセスメント
- 問題解決やニーズの充足、社会資源につなぐための仲介・調整
- 新たな社会資源の開発や施策の改善に向けた提案
- 地域アセスメント及び評価
- 分野横断的・業種横断的な社会資源との関係形成
- 情報や意識の共有化
- 団体や組織等の組織化並びに機能や役割等の調整
- 相談者の権利擁護や意思の尊重にかかる支援方法等の整備
- 人材の育成に向けた意識の醸成

- 地域社会の一員であるということの意識化と実践化
- 地域特性、社会資源、地域住民の意識等の把握
- 福祉課題に対する関心や問題意識の醸成、理解促進、課題の普遍化
- 地域住民のエンパワメント
- 住民主体の地域課題の解決体制の構築・運営にかかる助言・支援
- 担い手としての意識の醸成と機会の創出
- 住民主体の地域課題の解決体制を構成する地域住民と団体等との連絡・調整
- 地域住民と社会資源との関係形成
- 新たな社会資源を開発するための提案
- 包括的な相談支援体制と住民主体の地域課題解決体制との関係性や役割等に関する理解促進

今度はこちらをどうしていくか？



ケースワーク

目標2：地域が自分たちで課題解決を考える地域づくりをしよう！

→ 介護の生活支援コーディネーターや社協CSW・自治会・民生委員が把握している地域の問題を、福祉の壁を越えた住民、企業、公的機関などのアイデアで乗り越えていく体制を作る。

複数年スパンの長い時間が必要であり、準備期間中はこれらに長期間取り組める体制を検討していく。

# 沖縄市の圏域は7圏域！

- 圏域ごとに介護予防に取り組んでいます。  
元気な高齢期を過ごせるよう支援しています。
- 圏域ごとに「相談窓口」があります。  
地域包括支援センターが窓口になって、  
高齢者福祉に関する相談を受けています。



包括の7圏域を核として、住民主体の解決体制を目指したい！！

【第8次計画の日常生活圏域】

No	圏域名	自治会
1	北部	池原、登川、知花、松本、明道
2	中部北	美里、宮里、東、越來、城前、吉原
3	中部南	照屋、安慶田、室川、住吉、嘉間良
4	東部北	古謝、東桃原、大里、泡瀬第一、泡瀬第二、泡瀬第三、海邦町
5	東部南	高原、比屋根、与儀、泡瀬
6	西部北	八重島、センター、胡屋、園田、中の町
7	西部南	諸見里、山里、山内、久保田、南桃原



厚労省重層担当より：

「重層的支援体制整備事業で一番大切なのは**“地域づくり”**！  
2040年問題を、全庁的に取り組むための重層的支援体制である！」



地域づくりは時間をかけて取り組む最重要課題！

先進地 高島市役所・高島市社協担当より：

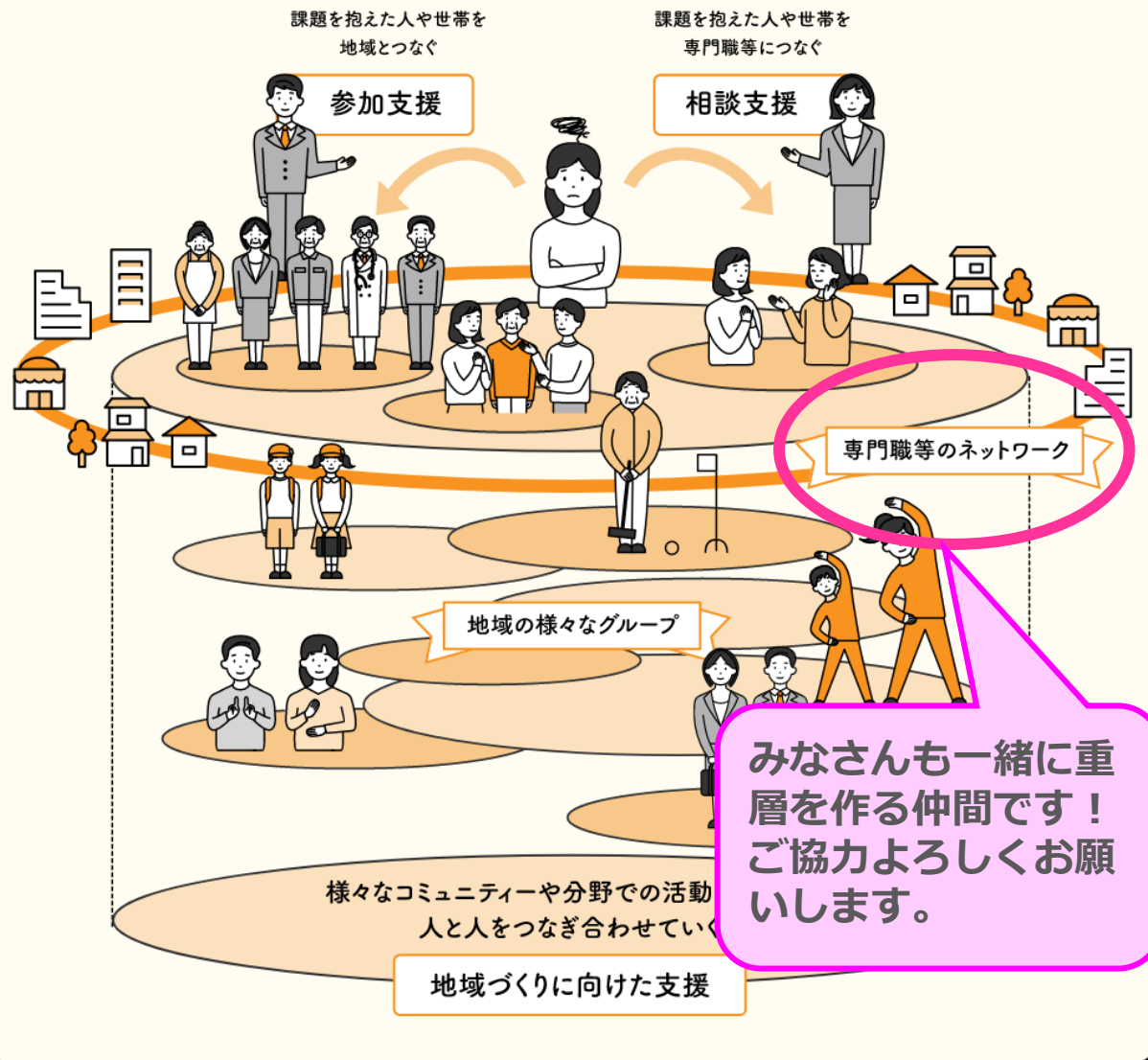
「生活困窮者自立支援事業から始めて、今のように  
**地域主体で課題解決を考える体制**になるまで  
**10年**かかりました」





# 重層的支援体制整備事業のイメージ

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



重層的支援体制整備事業は

- 相談支援
- 参加支援
- 地域づくりに向けた支援

を一体的に実施

ポイント

- ①現在ある高齢・障がい・こども・生活困窮の各相談支援の制度のはざまをなくし、一体的な支援を目指す！
- ②福祉の延長ととしてではなく、全庁的な取り組みとして進めていく必要がある。

ご清聴  
ありがとうございました

